

大阪府建設事業評価委員会 平成21年度上期（榎尾川ダム除く） 意見具申（素案）

1 はじめに

平成21年度上期においては、再評価案件5件、再々評価案件6件の合計11件について審議を行い、その結果を踏まえ意見具申を行う。

審議にあたっては、従来どおり委員会審議を公開し、府民意見や意見陳述の公募を行うとともに、審議概要をホームページで公表するなど、透明性の高い委員会運営に努めた。

2 審議対象の基準

審議対象の基準は別表[P4]のとおりである。

3 審議結果

審議対象事業の審議結果は以下のとおりである。

(1)再評価対象事業

河川改修事業「佐野川」

本事業は、平成12年度に策定された「佐野川水系河川整備計画」に位置付けられた河川改修事業（時間雨量50mm対応）であるが、用地取得が当初の予想以上の期間を要したことから、完成予定が平成21年度から平成28年度に遅れる見込みである。

事業の必要性は変化がないことから、事業を継続することが妥当である。

道路交通安全事業「総持寺停車場線交差点改良」

本事業は、国道171号との交差点において、国の交差点改良事業（右折レーン設置）と併せて交差点を改良するものであるが、国、府ともに同一地権者から用地協力を得られておらず、7年間未着工となっている。

当交差点の交通渋滞が解消されていないことから、事業の必要性は認められるが、今後国の用地買収交渉において地権者の協力が得られ、事業再開の目途がたつまで、事業を休止することが妥当である。

道路交通安全事業「大阪高槻線交差点改良」

本事業は、交通渋滞解消のための交差点改良（右折レーン設置）であるが、地元との協議に目途が立っていないことから、7年間未着工となっている。

本路線については、都市計画道路十三高槻線が平成16年度に一部開通したことにより、自動車交通量が減少して渋滞が緩和されており、事業の必要性が低下していることから、事業を中止することが妥当である。

道路交通安全事業「(旧)大阪中央環状線交差点改良」

本事業は、交通渋滞解消と歩行者の安全確保のための交差点改良（右折レーン設置及び歩道拡幅）である。

事業費の増加については、当初「するっと交差点対策事業」として必要最小限の延長で右折レーンの整備を計画していたが、現地調査や警察との協議により抜本的な交差点改良へ変更したこと、また、将来の都市計画道路の幅員に合わせた用地買収の必要性から、用地費が増加したことを確認した。

慢性的な交通渋滞や追突等の事故発生の状況から、本事業の必要性は変化していないことから、事業の継続が妥当である。

なお、今後同種の事業を実施する場合には、事前の現地調査や警察協議を可能な限り行われたい。

道路交通安全事業「岸和田港塔原線歩道整備」

本事業は、JR東岸和田駅南側の駅前再開発（防災街区整備事業）及び鉄道立体交差事業と合わせ、交通渋滞の解消、交通事故防止、歩行者の安全確保を図るため、道路の拡幅及び歩道整備を行うものである。

事業費の増加については、用地補償費を、事業着手前に外観調査や過去の実績に基づいて算定していたが、事業着手後に各家屋への立入り物件調査を実施し、「公共用地の取得に伴う損失補償基準」に基づき詳細に算定したところ、借家人補償や営業補償等が当初の想定を上回ったことによるものであると確認した。

駅前再開発が平成22年度中に完了する予定であり、これに合わせて本事業を進めることが必要であることから、事業の継続が妥当である。

(2)再々評価対象事業

公園事業「寝屋川公園」

本事業は、府営18公園のうち、北河内地域に数少ない運動施設を中心とした広域公園であり、都市計画区域約54haのうち、現在の事業認可区域である中地区及び南地区の計約37haの整備を行っている。

事業地の一部が第二京阪道路建設事業の工事ヤードとして使用されていたため完成予定年度に遅れが生じるが、平成23年度には現事業認可区域の整備が完了する予定であり、事業を継続することが妥当である。

砂防事業「山畑川」

本事業は、土砂災害を防止するため砂防えん堤を整備するものであり、用地買収は完了しているが、工事進入路である農道整備が遅れているため、工事開始が遅れていることを確認した。

事業の必要性は変化がなく、また、農道も平成22年度から利用できる見込みのため、平成25年度には工事完成予定であることから、事業を継続す

ることが妥当である。

砂防事業「尺治川」

本事業は、土砂災害を防止するため溪流護岸の改修を行うものであり、工事は当初見込みより2年遅れるものの、平成22年度末に完成予定である。事業の必要性は変化がなく、事業を継続することが妥当である。

河川改修事業「松尾川」

本事業は、平成12年度に策定された「大津川水系河川整備計画」に位置づけられた河川改修事業（1/100年確率の雨量（時間雨量86.9mm）対応）であり、流域内の市街化が著しい状況に変わりがなく、事業の必要性に変化はない。

事業費が18億円増加しているが、その内訳は、宅地化の進展による用地費の増加が8億円、「ふるさとの川整備事業」（周辺の景観や地域整備と一体とした河川改修で良好な水辺空間を創る事業）に伴う工事のグレードアップによる工事費の増加が10億円であることを確認した。

事業は計画どおり平成27年度に完成予定であり、事業を継続することが妥当である。

なお、「ふるさとの川整備事業」については、工事のグレードアップの水準を設定し、当初からそれを見込んだ事業費を算出するなどの改善に取り組みたい。

河川改修事業「東横尾川」

本事業は、平成12年度に策定された「大津川水系河川整備計画」に位置づけられた河川改修事業（時間雨量50mm対応）である。

完成予定は、前回評価時（平成16年度）に比べ2年遅れるが平成22年度に完了する見込みであり、事業の必要性に変化がないことから、事業を継続することが妥当である。

ダム事業「横尾川ダム」

4 結び

- ・河川改修「松尾川」において、B/C（費用対便益比）の費用及び便益が大幅に変化している内容を確認したところであるが、今後評価調書にB/Cを記載する場合には、その算定の内訳や考え方を可能な限り詳しく記載してほしい。

建設事業評価委員会の審議対象基準

類型	対象基準	評価の視点
事前評価	府が新たに実施予定の建設事業のうち総事業費が10億円以上と見込まれるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・上位計画等の位置付け ・優先度 ・事業を巡る社会経済情勢 ・事業効果の定量的分析（費用便益分析等） ・事業効果の定性的分析 ・自然環境等への影響と対策 ・代替案との比較検討 など
再評価	<p>府が実施する建設事業のうち次のいずれかに該当する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業 ・事業採択後10年間（但し、標準工期が5年未満の事業については5年間）を経過した時点で継続中の事業 ・事業計画又は総事業費の大幅な変更、社会経済情勢の急激な変化等により評価の必要が生じた事業 〔事業計画又は総事業費の大幅な変更〕事業を中止、休止（休止後の再開を含む）する場合 総事業費が3割以上増減する場合 その他、事業計画を大きく変更する場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の進捗状況 ・事業を巡る社会経済情勢の変化 ・事業効果の定量的分析（費用便益分析等） ・事業効果の定性的分析 ・自然環境等への影響と対策など
(再々評価)	府が実施する事業のうち再評価実施後、一定期間（5年）が経過している事業	
事後評価	府が実施した建設事業のうち完了後5年を経過するまでの事業の代表的事例	<ul style="list-style-type: none"> ・事業効果やコスト等について計画時の想定と実績を比較し分析など

再評価を要する「事業計画又は総事業費の大幅な変更」の考え方

大阪府建設事業評価実施要綱第4条(2)エの規定により再評価を要する「事業計画又は総事業費の大幅な変更」とは、下記の項目のいずれかに該当する場合をいう。

なお、あらかじめ建設事業評価委員会に報告し、再評価の適否について意見を求めることができる。

また、下記の項目に該当しない場合でも、国との協議等により、再評価が必要な場合は、再評価を実施する。

事業を中止、休止（休止後の再開を含む）する場合

（具体例）

- ・事業の中止又は休止の評価を行う場合
- ・事業の休止の評価を行った後、事業を再開する場合

総事業費が3割以上増減する場合

（変更前の総事業費が10億円未満の事業は、増減額が3億円以上に限る）

（具体例）

- ・総事業費を3割増減（労賃や物価の変動による要素を除く）する場合

その他、事業計画を大きく変更する場合

（具体例）

- ・機能の変更（例：法令や上位計画の変更に伴い事業計画を変更）
- ・場所の変更（例：工区の起終点やルートを変更）
- ・規模の変更（例：2車線を4車線に変更、住宅管理戸数を変更）
- ・構造の変更（例：オーバースをアンダースに変更）
- ・手法の変更（例：直接建設事業をPFI事業に変更）

変更の度合いは、総事業費への影響も勘案しながら個別案件において判断する。